

事務連絡  
平成27年9月4日

各都道府県・指定都市・中核市  
認定こども園担当課 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法  
第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特  
例に関する措置を定める命令の公布について

日頃より認定こども園行政の推進に御尽力・御協力をいただき大変ありがと  
うございます。

本日、「内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四  
条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令  
（平成27年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第7号）」が公布されましたの  
で送付いたします。（概要は別添のとおり。）

なお、各都道府県知事、各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知  
の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知いただきますようお願いいたしま  
す。

また、幼保連携型認定こども園における食事の提供にかかる取扱いにつつま  
しては、別途改めて通知させていただきますので、御留意願います。

**【本件連絡先】**

（事業の内容について）

内閣府子ども・子育て本部（認定こども園担当）

TEL：03-6257-3095（直通）

（構造改革特区制度について）

内閣府地方創生推進室

TEL：03-5510-2159（直通）

<別添>

内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令について

1. 内容

幼保連携型認定こども園における食事の提供については、保育を必要とする園児に食事を提供するときは、自園調理にて行うことを原則としつつ、一定の要件を満たす場合には、満3歳以上の園児に対する食事の提供について、園外で調理し搬入する方法により行うことができることとしている。

今般、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針について」（平成27年1月30日閣議決定）を踏まえ、内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令（平成27年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第7号）（以下「特区省令」という。）を制定し、構造改革特別区域（以下「特区」という。）における公立の幼保連携型認定こども園での3歳未満児への食事の提供について、以下に掲げる要件を満たす場合、公立の保育所と同様に、園外で調理し搬入する方法により行うことができることとした。

また、厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）第1条を活用している保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合には、公立の保育所と同様に外部搬入を認める経過措置（幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）附則第5条）を平成27年4月1日より設けていたところ、特区省令の制定に伴い当該経過措置を削除するとともに、特区省令の施行の際現に当該経過措置を活用していた幼保連携型認定こども園については、施行後は、認定を受けて給食の外部搬入を行っているものとみなすこととする。

（特区制度を活用し、満3歳未満児に対する給食の外部搬入を行う要件）

- 1 満3歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該公立幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- 2 当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士等により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養教諭その他の栄養士による必要な配慮が行われること。

- 3 調理業務の受託者を、当該公立幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- 4 満三歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、満三歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる事。
- 5 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努める事。

## 2. 施行期日

公布の日（平成27年9月4日）